

地方財政の充実・強化を求める意見書

被災地の復興、子育て・医療・介護などの社会保障、環境対策など、地方自治体が担う役割は年々拡大しており、地域の財政需要に見合った地方交付税及び一般財源総額を確保する必要がある。このため、地方財政計画、地方交付税のあり方について十分議論した上で決定し、歳入歳出を的確に見積もることが求められる。

また、法人実効税率の見直しや償却資産に係る固定資産税の減免などが議論されているが、公共サービスの質の確保を図るためにも、安定的かつ地域偏在性の小さい地方税財源を確立することが極めて重要である。

よって、国においては、公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、次の事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 地方財政計画、地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針に基づき一方的に決めるのではなく、国と地方が十分協議した上で決定すること。
- 2 社会保障分野の人材確保、農林水産業の再興、環境対策などの財政需要を的確に把握し、増大する地域の財政需要に見合う地方財政計画、地方交付税総額の拡大を図ること。
- 3 法人実効税率の見直しについては、課税ベースの拡大などを通じ、地方税財源の確保を図った上で、地方財政に影響を与えることのないようにすること。また、法人事業税については、安定的な税收確保や地域偏在性の縮小を目指す観点から、現行の外形標準課税の充実を図ること。
- 4 地域防災・減災・自然災害に係る必要な財源は通常の予算とは別枠で確保するとともに、地方交付税などの一般財源と地方債などの特定財源の振りかえは厳に慎むこと。
- 5 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握について対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年9月16日

広島県府中市議会